

議案第 5 号

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例及び川崎市教育委員会委員の報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例及び川崎市教育委員会委員の報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年 2 月 1 3 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例及び川崎市教育委員会委員の報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例
(川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部改正)

第1条 川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例（昭和22年川崎市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「場合」の次に「（職務を遂行することができないと認められる状態で死亡した場合を除く。）」を加え、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定により月額報酬（市長が別に定めるものに限る。）を支給する場合であって、月の初日（月の途中において就職した場合にあっては、就職した日）からその月の末日（月の途中において退職し、又は失職した場合にあっては、その退職し、又は失職した日）までの間に、その職務を

遂行することができないと認められる日があるときは、その日については、報酬を支給しない。

(川崎市教育委員会委員の報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部改正)

第2条 川崎市教育委員会委員の報酬及び費用弁償額並びにその支給条例（昭和26年川崎市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「場合」の次に「（職務を遂行することができないと認められる状態で死亡した場合を除く。）」を加え、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日（月の途中において就職した場合にあっては、就職した日）からその月の末日（月の途中において退職し、又は失職した場合にあっては、その退職し、又は失職した日）までの間に、その職務を遂行することができないと認められる日があるときは、その日については、報酬を支給しない。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

監査委員、選挙管理委員会委員等及び教育委員会委員の月額報酬の支給方法を変更するため、この条例を制定するものである。